

高橋・只木ゼミ前期第12問検察側反対尋問レジュメ

文責:1班

- 5 1. 弁護レジュメ1頁31行目において、「このような場合には共同正犯の基本的原則である～存在しないことになる」とあるが、弁護側は「一部実行の全部責任」の法理が適用されることの根拠をどう考えているのか。また「一部行為」の定義をどのように捉えているのか。
2. 弁護レジュメ2頁4、5行目において、「共同正犯ではなく正犯となる」とあるが、弁護側は、共同正犯は正犯ではなく、共犯であると考えているのか。
- 10 3. 弁護レジュメ2頁21行目において「処罰の必要性は、共謀共同正犯肯定の論拠となつてはならない」とあるが、処罰の必要性が根拠とならないことはあるのか。
4. 共謀の内容をどう捉えているか。

以上